

公募に関するQ&A

2025年度「グリーンイノベーション基金事業／次世代型太陽電池の開発プロジェクト」④次世代型タンデム太陽電池量産技術実証事業

資料名	該当項目・内容	問	答
	全体	助成金について、消費税は全て税抜きでよいのか？	消費税は税抜きで結構です。
1. 研究開発・社会実装計画	3.研究開発項目と社会実装に向けた支援	委託から補助への切り替えや、補助率の減退を想定している事業があるが、そのタイミングは提案者で決めてよいのか。	「研究開発・社会実装計画」にて示している「委託・補助等の考え方」及び想定スケジュール等をご参照の上、タイミングを含めご提案ください。
2. 実施方針	8.(2)複数年度契約の実施	「計画に沿った節目の年数」とあるが、具体的にどのように考えればよいのか。	「研究開発・社会実装計画」の「4.実施スケジュール」におけるステージゲートのタイミングが節目となりますが、具体的なスケジュールについては、「研究開発・社会実装計画」及び「公募要領」をご参照の上、ご提案ください。
3. 公募要領	2.(4) 実施スケジュール	ステージゲートを経て次の開発段階へ移行する際、ステージゲートの通過が決定される前から次の開発段階の発注を開始することは可能か。	発注行為は契約書・交付決定通知書に定める委託・助成期間内において実施計画書の内容に基づいて行っていただく必要があり、次の開発段階に関する契約・交付がなされていない時点での発注はできません。ただし、計画遂行に著しく影響を及ぼす等の特別な事情がある場合には個別にご相談ください。
	2.(4)実施スケジュール	追加公募はあるのでしょうか。	予算の状況にもよりますが、現状、追加公募の予定はありません。
	2.(4)実施スケジュール	最長6年間とありますが、4年または5年間にした場合、ステージゲート審査の設定はどうすればよろしいですか？	ステージゲート審査は中間目標に対しての審査なので、最終目標に対しての中間目標を設定する上で適切な実施期間を考慮し設定して下さい。例：3年／2年、4年／1年、3年／1年、2年／2年
	2.(5) 予算	予算規模、コンソーシアムの規模に上限はありますか。	予め上限は設定していません。提案内容を踏まえて審査を行い、予算、コンソーシアムの規模を決定します。
	2.(5) 予算	採択件数および金額の目安は決まっているか。	決まっていません。応募状況や内容を踏まえ、予算の範囲内で判断させていただきます。
	2.(6) 提案内容に関する留意事項	対象となるタンデム型ペロブスカイト太陽電池は2端子に限らないということでしょうか。	必ずしも2端子に限るものでありません。ただし、4端子の場合は4端子タンデムモジュールの量産技術開発であり、個別の2端子モジュールを量産して、2つを重ねて利用するというものは対象外です。
	2.(6) 提案内容に関する留意事項	屋外実証はどの程度の規模を想定すればよいでしょうか。	「研究開発・社会実装計画」p.19には「屋根設置や地上設置等の社会実装形態を想定した実証試験を行い、発電性能を検証する。」と書かれています。自社がターゲットとする社会実装形態を想定し、それに必要な規模で、発電性能の検証を行ってください。
	2.(6) 提案内容に関する留意事項	別添9の発電コスト計算シートでは、システム価格や稼働率などが与えられていますが、これらの値を用いて12円/kWhを導き出す必要がありますか。	別添9では参考値として調達価格等検討委員会の数字が入れてありますが、根拠となる十分なデータと論理を示したうえで独自の値を使っていたことは可能です。
	2.(6) 提案内容に関する留意事項	小面積、実用サイズとも発電性能のデータとしては何を提出すればよいでしょうか。	別添10に詳細が記載されていますが、変換効率、電流-電圧特性、量子効率スペクトル（トップセル、ボトムセルが分解されたもの）、MPPT特性をご提出ください。
	2.(6) 提案内容に関する留意事項	小面積、実用サイズとも耐久性のデータとしては何を提出すればよいでしょうか。	別添10に詳細が記載されていますが、屋外での発電データと、屋内加速劣化試験（高温高湿試験、温度サイクル試験、光熱試験など）をご提出ください。
	2.(6) 提案内容に関する留意事項	実用サイズ（225cm ² ）の2端子タンデムセルは、Shinglingセルでもかまいませんか。	Shinglingセルによる事業化を想定しており、面積が225cm ² 以上あれば結構です。
	2.(6) 提案内容に関する留意事項	開発対象が4端子の場合、900cm ² 以上の4端子モジュールのデータというのは、900cm ² 以上のペロブスカイト太陽電池モジュールのデータと、それをフィルタにして測定した900cm ² 以上のボトムモジュールのデータを示せばよろしいですか。	2端子モジュールそれぞれの特性ではなく、トップ、ボトムを組み合わせた1つの4端子モジュールの特性データをお示しください。
	2.(6) 提案内容に関する留意事項	国内製造拠点における年間製造実績50MW以上は、モジュール製造実績で間違いはないですか。	その通りです。
	2.(6) 提案内容に関する留意事項	屋外実証の場所についての条件はあるのか？例えば、自社の敷地内でも良いのか？	場所についての条件はございませんので、社会実装を想定した環境および規模であれば御社の敷地内でも問題ございません。
	3. 応募要件・実施要件	大学や国研等は実証事業に参加できますか。	実証事業の企業に密着した研究開発を行うために、NEDO助成先の委託先としての参加は可能です。
	3. 応募要件・実施要件	本事業で求められるコミットメントの対象は何ですか。	別添1事業戦略ビジョン3ページに記載のとおり、助成先の企業に求められる経営のコミットメントの対象は、事業戦略・事業計画およびイノベーション推進体制です。
	3. 応募要件・実施要件	事業に途中から参画することは可能か。	社会実装までを見据えた事業であり、提案時においてしっかりと実施体制を構築して頂ければと存じます。その上で、事業開始後に実施主体として追加される場合には、公募等所定の手続きが必要となります。また、再委託先等の追加に当たっても、所定の手続きが必要になりますので、早めにご相談ください。
	4.(3) 提出書類	「事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料」とはどのようなものを提出するのか。新聞報道等で良いか。	自社が公表した公開資料をお示しください。自社発表が確認できない新聞報道等は認められません。
	4.(3) 提出書類	公募要領8ページの提出書類について、委託先も提出が必要なのはどれか？	委託先分の書類提出要否は以下の通りです。 【提出必要】 別添2：研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書 別添4：その他の研究費の応募・受入状況 【提出不要】 別添：e-Rad 応募内容提案書 別添7：GX リーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況 関連書類
	4.(1) 提出期限及び提出方法	申請書類の提出については、幹事会社が各社書類をまとめてアップロードすれば、コンソーシアム構成各社からアップロードする必要はないと理解しているものの、申請書類のデータ容量が100MBを超過してしまう場合は各社個別に提出するの也有可能か。	基本的には幹事企業よりコンソーシアム単位でまとめて提出頂ければと存じますが、ご事情がある場合には、NEDOにご相談のうえ、提案企業各社から個別に提出頂いても結構です。 なお、100MBという制限がございますので、事業戦略ビジョンで写真等を用いた際には、パワーポイントの「図の圧縮」から「図のトリミング部分を削除する」や「解像度」の調整を実施して頂きファイル容量を減らして頂ければと思います。
	4.(4) 提出にあたっての留意事項	府省共通研究開発システム（e-Rad）の研究組織情報、研究分担者の項目について、初年度の経費およびエフォートを記入する様式になっているが、初年度に活動しない事業者についてはどのように記入すべきか？	経費もエフォートも0と記入ください。
	4.(4) 提出にあたっての留意事項	再委託先においても府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への事前登録が必要となるか。	e-Radへの登録は、幹事会社が代表して再委託先の分も含めてご登録ください。 なお、e-Radへの登録には際しては、研究代表者及び研究分担者ともに研究者番号が必要となります。まだe-Radに登録されていない研究機関に所属している研究者の新規登録に際しては、前もって所属研究機関の登録も必要となります。
	4.(4) 提出にあたっての留意事項	府省共通研究開発システム（e-Rad）の申請における事業開始日はいつにすればよいのか。	公募要領に交付決定の時期の目安を記載していますので、それを記載してください。

3. 公募要領	5.(1) 審査の方法	面接審査において、面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査は基本的に提案時の事業戦略ビジョンを用いてご説明頂きます。なお、必要に応じて適宜補足説明資料を事前にご提出いただき補足資料として使用することは可能です。
	5.(1) 審査の方法	面接審査では、提案企業の担当役員が出席とあるが、幹事企業以外の担当役員も出席する必要があるか。 同一コンソ内の企業の面接日は同日になるのか。	NEDOから直接助成を受ける企業については担当役員の出席が必要です。助成先企業から委託を受ける企業の場合は出席不要です。 同一コンソの面接は同日に実施しますが、面接自体は各企業個別に行います。 面接はオンラインで行い、日程調整は出来ません。
	5.(1) 審査の方法	面接審査において、担当役員以上の参加がどうしても難しい場合、どうすればよいか。	まずは柔軟に日程調整をさせていただければと存じます。その上でどうしても難しい場合で、やむを得ず担当役員以上の参加が困難な場合に限り、担当役員以上から委任を受けた方の出席も可能です。
	5.(2) 審査基準	「a.i. 研究開発計画について（技術面）」の審査基準の一つに「5.中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか」があるが、本事業へ提案するに当たって中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須か。	中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須ではありませんが、中小・ベンチャー企業が参画した効果的な実施体制になっている場合には採択審査の過程において考慮いたします。
	5.(4) プロジェクト開始までのスケジュール	費用計上はどのタイミングから可能か。	助成事業においては、費用計上は交付決定日以降となります。
	5.(5) プロジェクト開始後のスケジュール	ステージゲート開催の具体的な時期について、研究開発・社会実装計画に記載の年度に必ず従う必要があるのか。	研究開発・社会実装計画に記載のステージゲート開催時期はあくまで例示となります。研究開発・社会実装計画に記載されているとおり、研究開発目標の達成に向けては、様々なアプローチが考えられることから、具体的な達成方法・スケジュールは提案者の創意工夫に委ねることを原則としております。 ただし、プロジェクト全体の提案等を踏まえて、効果的な事業実施の観点から、契約・交付の段階等においてステージゲート審査の有無や実施時期の調整をすることがあります。
	G Xに関する取組への対応について	(i) ～ (iii) の温室効果ガス排出削減のための取組について、提案する企業単独ではなく、提案する企業を含んだグループの取組に関する情報で良いか？	提案する企業単独についての情報でなければ認められません。
4. 【別紙】その他重要事項・留意事項	◆応募にあたっての留意事項 (3)「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	他機関における役職について、非常勤講師、子会社の社外取締役は該当するか？	その方が研究代表者・研究分担者（各法人における研究開発責任者）であれば、いずれも該当しますので、記載が必要になります。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	マネジメントシートは、コンソーシアム参加の全企業が毎年度提出するのか。	マネジメントシートはNEDOからの直接助成先の事業者をお願いするものであり、助成先の委託先は提出不要です。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	ステージゲートの結果、事業終了となった場合でも、インセンティブ措置を受けることは可能か。	ステージゲート審査時点において、全てのマイルストーンが達成していることを確認できた場合、一旦の区切りの目標を達成したと見なし、社会実装計画の妥当性が認められることを条件に、インセンティブ額を払うことは可能です。ただし、評価するためのマイルストーンが設定されていない場合は、インセンティブ額は支払われません。 ※ 解釈を明確化するため2025年10月に表現を修正。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	インセンティブ制度の例示では10年後に支払われることになっているが、ステージゲートでインセンティブの評価、支払いは行われないのか。	ステージゲートで契約が終了した場合は当該時点でインセンティブに係る処理を行います。なお、ステージゲートを通過し継続した場合は、その契約終了時点になります。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の対象になり得るのか。	大学、公的研究機関、再委託先等はインセンティブ措置の適用対象外となります。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	事業終了後に企業がその事業を打ち切った場合、インセンティブはどうなるのか。	事業終了後最低3年間は研究および社会実装のための活動を継続することを条件としてインセンティブをお支払いするため、3年以内に本件のペロブスカイト事業から撤退する場合は、お支払いしたインセンティブをルールに基づいて返還していただきます。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)② 知財・データマネジメント	海外企業がプロジェクトの実施者として参加する場合に、新たに取得する知的財産権は原則NEDOとの共有とあるが、例外はあるのか。	NEDOでは、委託業務の実施にあたり「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（経済産業省）を踏まえた対応を実施していますが、研究開発の成果の事業化を国内企業等が行えない等のおそれがないことを検討し、海外企業がプロジェクトの実施者であっても、当該海外企業に知的財産権をすべて帰属させる場合があります。詳しくは、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」をご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/lpManagementGuideline.html
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)② 知財・データマネジメント	実証事業中に取得した発電データ他の情報は、NEDOを通じて公開が必須となりますか。	公開必須ではありません。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	助成事業における契約の進め方は？	採択決定後に交付申請書等を提出頂き、交付決定の通知を行います。助成事業マニュアルに様式はあるのでご参照ください。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	実証事業において発生した電力の取り扱いについて、実証場所の企業等が自家消費で使用することは可能か。また、NEDOへの金銭的返納等、何らかの手続きが必要か。	実証事業の目的を達成するために自家消費が必要であることの説明を求めます。なお、自家消費により得られた経済的利益に相当する額を助成対象費用から控除いただく場合があります。

4. 【別紙】その他重要事項・留意事項	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	実証事業において発生した電力の扱いについて、売電を行うことは可能か。	売電を行う事は可能ですが、売電によって得られた収入に相当する額を助成対象費用から控除いただく必要があります。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	外注もしくは委託を弊社の関係会社に依頼する場合、申請上もしくは経理処理上の制限はあるか。 事務処理マニュアルでは、自社調達のケースでは利益排除が必要、とあるが親子会社のケースは該当しないとの理解で正しいか。	親子関係の会社からの調達の場合、利益排除の対象にはなりません。 ただし、親子関係の会社からの調達であったとしても、他の企業等からの調達と同様に200万円以上は相見積もりが必要等のルールは適用されますのでご注意ください。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	実証試験で比較検証のための結晶Si太陽電池の費用は含めてよい。	事業目的のために必要と認められれば含まれます。比較検証は事業目的の達成に役立たせるためであり、ペロブスカイトとSiの単なる比較ではありませんので、実証の内容についてはその点を十分留意ください。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	助成事業で購入した生産設備を、助成事業終了後に財産処分に係るNEDOへの納付を行うことなく、ペロブスカイト太陽電池の生産活動に用いることは可能か。	助成事業の終了後に、2050年カーボンニュートラルの実現に不可欠な関連する研究開発を追加的に実施している限りにおいては、たとえ基金を活用して取得した財産を用いて事業収益が発生していたとしても、財産処分の対象とはならず、NEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要です。なお、事業収益が発生している場合、収益納付の対象となることがあります。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)②資産の取り扱い	助成事業終了後に事業化を達成しつつも、カーボンニュートラルに向けて追加的な研究開発を継続するために財産（研究設備等）を使用する場合、例えば事業収益が発生していたとしても、交付の目的の範囲内ということで財産処分には該当せずNEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要という理解でよい。	ご理解の通りで、助成事業の終了後に、2050年カーボンニュートラルの実現に不可欠な関連する研究開発を追加的に実施している限りにおいては、たとえ基金を活用して取得した財産を用いて事業収益が発生していたとしても、財産処分の対象とはならず、NEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要です。 なお、事業収益が発生している場合、収益納付の対象となることがあります。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)②資産の取り扱い	助成事業において、プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内に財産の所有権の移転を行うことは可能か。	プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内にコンソーシアムメンバー間で財産の所有権の移転を行うことは交付の目的内であれば可能です。 なお、その際は、国庫納付を求めず再処分制限付きで承認することとなります。
	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)③事業化状況報告書等の提出、収益納付	収益納付に関して、具体的な収益納付の条件はどこかに示されているのか。	収益納付につきましては、「グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程」に基づき、事業終了後の翌年度以降5年間、事業化状況報告書を提出頂き（下記リンク内様式第20）、収益納付額が生じている場合には納付頂くことになります。なお、収益納付額の計算式等につきましては、（様式第20）事業化状況報告書をご参照ください。 <グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程 様式> https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_gi.html
5. 別添1 事業戦略ビジョン	全体	コンソーシアムの場合、事業戦略ビジョンはどのように作成すればよい。	事業戦略ビジョン（別紙1含む）は助成事業者ごとに作成してください。なお、どの者が作成したものかわかるよう、事業戦略ビジョン表紙の提案者名・代表名には作成者に関する情報を記載してください。 また、別紙1「積算用総括表」のうち、「①全期間総括表」については、各者共通の内容を記載してください。
	全体	本提案内容は公開されるが、提案者側が希望しない場合は非公開にできる部分もあると認識している。公開必須部分があれば教えていただきたい。	公開必須部分というものをごちらで設定はしておりませんが、企業秘密に該当する事項等、非開示情報として認められるもの以外は公開となります。
	全体	「1.事業戦略・事業計画」は、①会社の全ての事業について記載、②本事業に関連する技術領域に係る全ての事業について記載、③本事業で開発する技術に係る事業についてのみ記載、のいずれか。	基本的には、③本事業で開発する技術を社会実装するために必要な事業戦略・事業計画を記載ください。なお、当該社会実装に向けて独自に実施する関連の研究開発計画等がある場合には併せて記載ください。 なお、「(5) 事業計画の全体像」において記載する表については、「売上高」は上記のとおり③本事業で開発する技術に係る事業について記載し、「会社全体の売上高研究開発費比率」における会社全体の売上高は①会社の全ての事業について記載ください。
	表紙	コンソーシアムの場合、提案者名と共同提案者名を記載する欄があるが、コンソーシアム全体を統括する幹事企業を決める必要がある。	量産技術開発を行い、2030年500MW以上の構想を有する企業を幹事企業としてください。
	1.事業戦略・事業計画	「(1) 産業構造変化に対する認識」及び「(2) 市場のセグメント・ターゲット」について、カーボンニュートラル全体を捉えた内容で作成していくものなのか、あるいは各公募における事業者の提案内容に関する分野に絞って作成するものなのか。	「(1) 産業構造変化に対する認識」について、カーボンニュートラル全体を捉えた提案者の認識を示して頂き、その中における提案者の市場機会や経営ビジョン等が分かるよう記載してください。「(2) 市場のセグメント・ターゲット」については、提案事業周辺の市場についてセグメント分析頂き、さらにその中の提案者のターゲットが分かるよう概要を記載してください。
	1.事業戦略・事業計画	「(5) 事業計画の全体像」において記載する表について、2035年度の合計額は必須か。事業案によっては投資回収の途中段階となるため確認させていただきたい。	投資回収のタイミングに関わらず「2035年頃までの長期的な事業スケジュールの概要」を記載いただくことを想定しておりますが、必要に応じてスケジュールを投資回収年度まで延長して頂いても結構です。
	1.事業戦略・事業計画	「(7) 資金計画」において記載する表について、2035年度を最終年度とすべきか。もしくは、投資回収年度まで延長して記載すべきか。	当該ページは当該事業全体の資金需要に対する計画を記載いただくものであり、その趣旨に沿って最終年度は適宜延長いただいて結構です。
	1.事業戦略・事業計画	P10記載の"N0年度"および"N1年度"はGI基金事業の開始年度のそれぞれ何を表すか？	"N0年度"はGI基金事業開始前年度、"N1年度"はGI基金事業開始年度です。 "N0年度"を2024年度、"N1年度"を2025年度として記入してください。
	1.事業戦略・事業計画	P10 および P14の注釈に"2035年度までの各年度及び事業化年度、投資回収年度について単年度ごとに記入"とあるが、2035年度まで毎年度すべての項目について記載が必要か？ また、事業化年度・投資回収年度が2035年度までに見込まれる場合には、各々の年度がわかるように記載をすればよい？	毎年度全ての項目について記載ください。表が1ページに収まるように文字を小さくするなど頂いて結構です。 また、事業化及び投資回収が開始する予定の年度がわかるように記入ください。

5. 別添1 事業戦略 ビジョン	1.事業戦略・事業計画	"会社全体の売上高研究開発費比率"の記載について、"会社全体の売上高"はグループ企業の場合はグループ全体についての記入で良いか？	グループ企業などの場合、グループ全体ではなく、提案する会社についての内容で記入ください。"会社全体の売上高"は提案をする会社の売上高、"研究開発費"は提案をする会社の研究開発費(タンデム型ペロブスカイト太陽電池に限らず全ての)を基に比率を記入ください。 なお、売上高の選択等に特段の事情がある場合は考え方を備考欄に記載してください。
	1.事業戦略・事業計画	実証設備の設置工事を請負発注する場合、公募の体制表に記載する必要はあるか？	研究開発要素の無い設置工事については、外注費として計上可能で、その場合は発注先を体制表に記載する必要はございません。発注先が傘下企業などであっても同様です。 (詳細版)「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_2025.html 外注については、上記マニュアルのP74-75をご参照ください。
	4.その他	事業戦略ビジョン内「コア重要技術等」該当有無について、分担によっては該当無しとなる認識で良いか？	コア重要技術等の特定に向けた検討の結果、委託先において該当なしとなることは問題ございませんが、その判断はGI基金事業の基本方針 (https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/202412.pdf)のP19～P22に準拠するものとして頂きますようお願いいたします。
	4.その他	「4. その他」は実施主体ごとに提出すればよいか。	ご理解のとおりです。
6. グリーンイ ノベーション基金 事業の基本方針	3.(5)実施主体	中小企業、ベンチャー企業の参加について、採択に関して、何か後押しすることはあるか。	基本方針において、「新たな産業を創出する役割等を担う中小企業やベンチャー企業の参画を促す観点から、採択審査においては、これらの企業との効果的な連携の有無についても考慮要因とする」とされており、中小・ベンチャー企業を巻き込む体制であれば、それに応じた評価が行われます。
	3.(5)実施主体	外国企業の参画は可能かどうか。	可能です。 ただし、外国企業の場合、グリーンイノベーション基金事業の基本方針や公募要領、特別約款等にて条件が定められておりますので、その点はご注意ください。 <グリーンイノベーション基金事業の基本方針> https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/202412.pdf 「3. (5) 実施主体」をご参照ください。 また、公募要領においても「3. 応募要件」が示されており、「ii」には上記の基本方針と同様の趣旨が記載されておりますので再度ご確認ください。
	3.(5)実施主体	技術研究組合として事業に応募する場合、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となるのか。	技術研究組合の性質に鑑みると、企業等と連携した上での応募（例えばコンソーシアムとして参画）が想定され、社会実装を担う主体の一部としての参画とみなされることから、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となります。
	6.(2)プロジェクトのモニタリング・評価と広報	基本方針のP.26に「なお、部会やWG等の議論又は資料は、企業秘密等に該当する場合に一部非公開とできるが、一定期間後に、その内容は原則公開する」と記載されているが、企業秘密に該当する非公開部分については、一定期間後も非公開、の理解で正しいか。また、一定期間とはどのくらいを想定しているのか。	「一定期間」については、個々のプロジェクトにより進捗状況や競争環境等に相違があると考えられることから、一概に具体的な想定を申し上げることは難しいですが、原則的に、時間の経過に伴い企業秘密として非公開と扱う必要性が相当程度に低下したと考えられるような状況になったところで積極的に公表することを想定しております。
7. 別紙1 積算用総括表	—	今回の基金事業は非常に長い期間であり、研究開発の状況によって、必要な機械装置が変わると思うが、こういった場合の必要経費、補助申請額はどこまで見積もりをとればよいか。	提案時点で想定できる見積もり・積算をお願いします。ステージゲート等のタイミングで修正して頂く事になります。
		委託先費用を計上する場合の消費税は？	共同研究・委託費の計上の消費税は、税抜きです。